

平成28年度第2回広島市駐車場附置義務条例見直し連絡調整会議 議事概要

1 開催日時 平成29年3月24日（金） 10時45分～11時30分

2 開催場所 広島市役所本庁舎14階第7会議室

3 出席者

出席委員：塚井座長、下村副座長、竹下委員、古川委員、下平委員

4 議題

駐車場附置義務基準の見直しについて

5 公開・非公開の別 公開

6 傍聴者 一般傍聴者 なし 報道関係者 1社

7 発言の要旨

(事務局)

<資料の説明>

(塚井座長)

内容については（自転車等駐車対策協議会と）共通のことが多いが、駐車場のことで気づきがあればご指摘いただきたい。

意見募集の中で隔地駐車場が認めてもらいにくいので何とかしてくれという指摘があったが、どれくらいの割合で認めているのか。例えば、例示のあった本通り商店街のあたりで何件くらい隔地駐車場は認められているのか。

(事務局)

件数、割合を明確に答えるのは難しい。市民意見の中であったことをもう少し詳しく申し上げると、隔地駐車場というのは、一定の条件を満たした場合に認めることができるという取扱いにしている。隔地駐車場を認めるのは、そこに駐車場を設けることが技術的に困難な場合や交通安全上大きな問題がある場合等である。隔地駐車場を認めてほしいと申出があっても、その基準に合致しない場合、認めていないため、そのようなご意見が出たものだと認識している。

隔地駐車場を認めて一定の地域には車を乗り入れさせないようにするという考え方については、まちづくりの要素が強い。まちづくりをどうするかといった検討の前に、駐車場の配置を検討するのは難しいと考えている。そのため、認定基準を緩和するタイミングは今ではないと考えている。本市としては、コンパクトシティとして、まちを機能的に集約していこうという流れがあることから、まちづくりを検討する部署と歩調を合わせながら見直しをしていきたいと考えている。市民意見募集でいただいた意見は、今後の研究課題としたい。

(塚井座長)

隔地駐車場に関しては、通勤者だけでなく、来客者も念頭においたものか。

(事務局)

来客者も含めた、その施設を利用する人が使う駐車場が対象である。

(塚井座長)

そういうことであれば、やはり議論が難しくなる。基本的に、施設に隣接した場所に駐車場、駐輪場を設置するのが原則だが、本通りなどの中心部では、その原則どおりにするというのは違うと思う。感覚的には特に中心市街地に関しては、市民意見の内容がある程度当てはまるのではないかと思う。

郊外に出店する際にまでこの考えを適用して、隔地の駐車場と安く契約して、敷地いっぱい建物建設に使うというのは違うという感覚を持つ。

確か、副座長からも、前回意見があったと思うが、300mというのはいかがか。

(下村副座長)

今あったように、まちづくりの観点、広島市の場合、コンパクトシティ、なおかつ今は200万人構想、いわゆる遠くから来ていただきたいということになっている。自動車で来られる人もいるだろうから、駐車場の問題は難しいところがある。そういうところも加味しながら運用面での調整をお願いしたい。

(竹下委員)

300m以内なら、利用者にも理解が得られるのではないかと思う。ある程度の制限もかけられているし、働いている人であれば、300m先に会社が駐車場を用意すれば、足がしっかりしている方なら十分かと思う。そして、歩いている中で買い物をして帰っていただくというのも一つの賑わいなのではないかと思う。今回、緩和して、今後5年とか10年とかというスパンで見えていく中で様々な良いところや悪いところが多分出てくると思う。悪いところは、この緩和や先ほどの附置義務だけでは全てが解決はしないと思うので、他の施策などを兼ね合わせて上手く機能させていってほしい。

(塚井座長)

例示が中心部を念頭に置いているが、郊外についても検討はしたのか。

(事務局)

制度の仕組みとして、認定に当たっては二段階の審査がある。まず、認めるかどうか。認めた場合は距離制限が200mから300mになる。郊外については、座長の指摘どおりで敷地内に本来設けるものを経済的な理由を最優先させて利用者の利便性を損なうことがあってはいけないので、審査のところできちんと確認し、認めないという形で運用していきたい。

(塚井座長)

厳しい運用ということなので、現在郊外でこのような運用がなされている場所は殆どないということではよいか。

(事務局)

そうである。

(塚井座長)

他に意見がなければ、原案通りで良いかの確認だけさせていただく。原案どおりで良いか。

(委員)

良い。

以上